

令和5年第9回平取町議会定例会（開 会 午後13時00分）

高山議長 皆さんどうもご苦労さまでございます。定刻になりましたので、只今から2日目になりますけれども、定例会を開催したいと思います。只今の出席議員につきましては9名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立します。会議を開催する前に昨日の一般質問の金谷議員の質問における答弁の中で、不適當ということの発言がありましたので、町理事者のほうから意見を求められていますので、意見を許します。

町長 昨日の金谷議員の一般質問の際の答弁につきまして、固有名詞の使用等により、不適當な部分があったことから、お詫びを申し上げますとともに、その取り消しについて、お取り計らわれるようお願いを申し上げます。今後、答弁内容について慎重に調整を図っていく所存ですので、ご理解をお願い申し上げます。

高山議長 昨日の一般質問の金谷議員の答弁の中で不適當な発言があったということで、議会の運営に関する基準第93の規定により、執行機関の発言の取り消しについて謳っておりますけれども、それは議員と同じような形の中で、議長の職権で削除をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番四戸議員と1番井澤議員を指名します。

日程第2、選挙第1号、平取町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。お諮りします。選挙の方法については、平取町議会の運営に関する基準41先例4により、議長の指名推薦によることとされておりますので、議長が指名したいと思いますけれども、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、議長が指名推薦することに決定しました。それでは指名いたします。選挙管理委員会委員については、互野勝弘氏、三神玲子氏、香田文雄氏、青木治氏の4名と、補充員につきましては、中田さつき氏、宇南山嘉宣氏、小向貴則氏、野原亮平氏、4名を指名いたします。只今、指名しました、合わせて8名の方を当選人と決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第2、選挙第1号、平取町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、只今指名しました8名の方を当選人と決定いたしました。

日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問に

あたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。この度は杉岡良子氏、貝澤徹氏の退任に伴い、新たに2名の方を推薦するものでございます。まず、最初の方でございますが、住所、平取町本町103番地62、氏名、中村範子氏、生年月日、昭和25年1月8日の73歳でございます。もうひと方は、住所、平取町字荷菜11番地2、氏名、和田理一氏、生年月日、平成5年6月30日の30歳でございます。お2人の経歴でございますが、3ページ、4ページをお開き願います。中村範子氏は、昭和45年3月に東北女子短期大学を卒業後、45年4月に教員として浦河第一中学校に着任され、その後、平成27年3月まで日高管内の小・中学校で教鞭をとられ、平取中学校、平取小学校にも勤務をされております。平成28年から平成30年までは平取中学校の支援員も務められております。次に、和田理一氏でございますが、平成28年3月に天理大学人間学部を卒業されまして、職歴は記載のとおりでございますけれども、令和4年4月から平取管内、令和5年4月から新冠管内の小中学校でスクールカウンセラーを務められております。経歴にありますとおり、ママcafeの事務局、平取高校魅力化し隊など、地域活動にも積極的に携わっておられます。お2人とも、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、適任と考え推薦するものでございますので、ご意見を賜りたいと存じます。以上でございます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本件は、2名の推薦について答申が求められておりますので、採決は1名ずつ行いたいと思います。人権擁護委員として中村範子氏を推薦することについて、推薦のとおりと答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に、和田理一氏を推薦することについて、推薦のとおりと答申することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、中村範子氏、和田理一氏を推薦することについて、推薦のとおりと答申することに決定いたしました。

日程第4、議案第1号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

議案第1号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案の5ページをお開きください。今回の条例改正については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律が公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の免除に関わる規定が改正となり、平取町国民健康保険税条例についても、国に準じて改正するものでございます。改正の内容については、本日お配りしました資料にて概要を説明させていただき、その後に議案にて内容の説明をさせていただきたいと思っておりますので、まずは、配付資料をご覧ください。まず、1番目の改正の概要ですが、子育て世代の負担軽減と次世代育成支援等の観点から、健康保険法等の法律、その他関係政令の公布によって、出産する被保険者の産前産後期間の保険税を免除する法改正が行われ、これに伴い条例改正を行うものですが、資料の中段の赤枠内をご覧ください。この赤枠内では、改正の要旨を記載しておりまして、まず①については、出産（予定）する被保険者について、出産予定の前月から4か月間、多胎妊娠については、出産予定月の3か月前から6か月間について、保険税の所得割と均等割額を免除する条項を新たに追加するとしてございます。次に②については、当該免除に関する届出の内容と添付書類について、条文を追加するとしてございます。③その他として、条文の記号をイ、ロ、ハ及び①、②、③の表記から、ア、イ、ウの表記に整理するとしたものが、今回の改正の概要でございます。それでは、改正部分について説明させていただきますので、議案書のほうにお戻りいただいて、10ページ目の新旧対照表をご覧ください。まず、右側が現行の条例でございます。そして、左側が改正後の条例案となります。まず、10ページ目の改正後の条例案ですけれども、第22条第1項からの説明となりますが、ここからちょっと少し飛びまして、15ページ目まで飛んでお開きください。15ページ目の中段に（2）と表記しておりますけれども、ここの第2項、第2号までは、ここまでは、記号の表記を整理するもので、条例の趣旨自体に変更がないため、説明は省かせていただきたいと思います。今回の主要な改正部分につきましては、この15ページ目の中段より下の第3項を新たに追加するものが今回の趣旨でございます。ここでは、出産予定の被保険者について保険税額から所得割額と均等割額を減額するというふうに規定してございます。次、16ページ目をお開きください。16ページ目のここの第1号から、その次の17ページの第6号までになりますけれども、ここの各号においては、減額の算定を規定するものでございます。現在の国民健康保険税は基礎課税である医療と後期高齢者支援金と、介護納付金の合算額で算定されておりますけれども、医療分については、まず16ページ目の（1）と書いてある第1号で所得割とその次の第2号、こちらで均等割、後期高齢者支援金分については、（3）と書いている第3号で所得割、第4号で均等割と、介護納付金については、（5）と書いて

いる第5号で所得割、次、17ページ目に移りますけれども、同じく第6号で均等割について、それぞれ減額の算定をする規定としているものでございます。この算定では、それぞれの年税額から12分の1をひと月分として、4か月もしくは多胎妊娠の場合は6か月分を減額するというふうに規定してございます。次、17ページ目の中段にありますけれども、第23条の3、こちらにつきましては、出産被保険者の届出に関する条文の追加としてございます。第1項第1号から第5号までになりますけれども、こちらは届出に必要な内容を規定するものでございます。次にその下、第2項の第1号からは、18ページ目に移りますけれども、第3号までは、届出に必要な添付書類を規定するものでございます。その次、第3項については、届出ができる期間を6か月前からと規定してございます。その下、第4項については、第1項と第2項の事実確認ができれば、届出は省略できるとした規定でございます。その下、第25条以下につきましては、冒頭と同じく記号の表記を整理するものであるため、説明を省略させていただきたいと思っております。附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行し、令和5年度12月分までの国民健康保険税については、従前の例としております。以上、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

今回の提案は国保加入者に対する子育て世帯の負担軽減措置、今、国でも進めているものの一環だというふうに考えております。ただ、社会保険ですと産前産後の間、同じく保険料が軽減されるというか支払わなくていいのですけれども、それはこれで国保も同じくなったという形になろうかなと思っております。ただ、そのほか例えば雇用保険から出される育児休業給付金ですとか、健康保険から出される出産手当金というのは、実は国保に入っていると貰えません。出産一時金は国でも出るのですけれども、どうしても国民健康保険加入者というのは日があたっていないというか、ちょっと子育て世帯に対して寂しい状況になっております。負担軽減策ですとか支援策が不足しているのではないかと思うのですけれども、4か月減免するというのはこれスタートになっておりますけれども、スタートはいいのですけれども、独自で今後、将来に向けて延長していくという考えはないのでしょうか。実は昨年、地元の料飲店の社長さんからお話がありまして、娘が働いているのだけれども、産休に入ると。何やらテレビなんかを見ていると子育てにかなり手厚いのだけれども、産休の手当金、育児の手当金というのは出るのかなと思ひ、あちらこちらに聞いたら、当然、社会保険にも加入していないし、雇用保険にも加入していません。国保の加入者でありますから、一切除外になってですね、いや、何

か国保だけ外されているような気がして、何かテレビでは子育てとかと言っているけれども、ちょっといかなものかという話を聞かされました。なかなか厳しいことだと思いますけれども、年間出生者数、生まれてくる数というのはうちの町でいくと限られていると思います。その中でなおかつ国保加入者というのは、そんなに多くはないのだと思いますので、将来的にこの制度を延長し、少しは軽減を図るというようなお考えはないか、お伺いしたいと思います。

高山議長

税務課長。

税務課長

只今の崎廣議員の子育て世帯に対する延長等、考えられないかということなのですけれども、現時点ではちょっと検討はしてなくて、あくまで法改正に則り今回改正するというところでございます。それで、実際に国保加入者がどれぐらい出産あるのかということで調べてみましたところ、令和4年度ベースになりますけれども、令和4年度に出産者は21名いました。そのうち国保加入者は4名ということで、軽減のない世帯ということでございました。これらについて、令和5年度も同じようにあれば、軽減していくということになると思うのですけれども、国の示した法律以上の軽減については、要望があれば今後検討ということも考えられるのでしようけれども、現時点で私どもとしては、まだ考えていないという状況でございます。以上です。

高山議長

ほか、質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第1号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第2号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案書の20ページ、議案第2号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由と変更内容をご説明申し上げます。記載のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものです。なお、以降の説明において平取町過疎地域持続的発展市町村計画を過疎計画と省略し、ご説明申し上げます。過疎計画の変更につきましては、過疎地域の持

続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づき、事業の項目の追加や大幅な事業量の増減に伴い、計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合についてはあらかじめ知事と協議を行った後、議会の議決をいただくことになっております。この度、該当する事案における北海道知事との協議について、令和5年11月20日付けで異議なしの回答がありましたので、過疎計画の変更についてお諮りし、議会の議決を得ようとするものです。次に、変更内容について説明いたしますので、議案書の21ページをお開きください。4、地域における情報化（3）計画の表中、事業名（施設名）に新たに（1）電気通信施設等情報化のための施設、テレビ放送中継施設を追加しようとするものです。事業内容につきましては記載のとおり、平成21年に整備したテレビ中継局の放送設備の更新をする事業を過疎計画に位置づけようとするものです。続いて同じく議案書21ページ中段以降、5、交通施設の整備、交通手段の確保（3）計画の表中、事業名（施設名）に（9）過疎地域持続的発展特別事業、交通施設維持を追加しようとするものです。事業内容に記載の事業は過疎のハード事業として位置づけて参りましたが、過疎ソフト事業である過疎地域持続的発展特別事業にその位置づけを改めようとするものです。続いて22ページ、9、教育の振興（3）計画の表中、事業名（施設名）に（1）学校教育関連施設、スクールバス・ボートを追加しようとするものです。事業内容につきましては記載のとおり、スクールバス購入事業を過疎計画に位置づけようとするものです。議案書の23ページ以降、26ページまでは、過疎計画の新旧対照表となっておりますので、ご参照ください。また、本日参考資料として、議会の議決を必要としない軽微な変更を含む変更内容をお示しした資料を配布しておりますので、併せてご参照ください。以上、議案第2号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由と変更内容をご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第6号を議題とします。提案理由の説明をお願いします。総務課長。

議案第3号、令和5年度一般会計補正予算第6号につきましてご説明いたしますので、27ページをご覧ください。令和5年度平取町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによるものとするものです。第1条歳入歳出予算の補正について、歳入歳出にそれぞれ6719万4000円を追加し、予算の総額を70億8168万8000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、37ページ目をお開きください。2款1項1目一般管理費739万円の追加でございます。これは、人事院勧告に伴う給与改定があったことから、関係予算を補正するものでございます。1節報酬149万円の追加です。これはパートタイムの会計年度任用職員について、当初予算計上時より月の勤務日が増加した職員がいたことと、人事院勧告による給与改定により増額となっております。2節給料324万5000円の追加でございます。主な内訳は、一般職員が中途退職者や開発局の派遣による減のほか、育児休業や休職等により、給与改定分との差額として366万2000円の減額。再任用職員は、人事院勧告による給与改定により7万2000円の増額。任期付職員につきましては、会計年度任用職員へ任用替えとなった職員や中途退職などにより365万2000円の減額。フルタイムの会計年度任用職員は、新規採用の職員の増や令和5年度の給与改定分を4月まで遡及したことにより1048万7000円の増額となっております。3節職員手当937万5000円の追加でございます。増額の内訳は、期末手当及び勤勉手当は人事院勧告により、それぞれ0.05月分が増額されたことから、期末手当で421万円、勤勉手当で235万円の増額。時間外勤務手当は10月までの支給実績などを勘案し、422万円の増額。通勤手当は遠隔地からの会計年度任用職員の採用などにより17万円の増額となっております。一方、減額の要因といたしましては、休職や任用替えにより扶養手当で8万円の減額、寒冷地手当で15万円の減額、住居手当につきましては、当初見込みの職員数から減っていることなどから、134万5000円の減となっております。4節共済費109万円の減額です。内訳は共済組合負担金が当初見込みの職員数から減っていることなどから300万円の減額。社会保険料と雇用保険料は新採用の会計年度任用職員が増えたことにより、それぞれ172万1000円と18万9000円の増額となっております。18節負担金、補助及び交付金563万円の減額です。これは退職手当組合負担金について、令和5年度から定年年齢が引上げられたことに伴い、令和5年度から14年度までの間、一般職の負担割合を2分の1に引き下げるとの通知があり、当初予算において、一般職員分は2分の1で見込んでおりましたけれども、任期付職員と会計年度任用職員については、当初満度で見込んでいたところ、一般職同様2分の1に引下げられたことから、その差額分として528万5000円

を減額するものでございます。また、退職手当組合事前納付金と市町村職員福祉協会負担金については、当初見込みの職員数から減っていることなどから、それぞれ34万3000円と2000円を減額するものでございます。財源については全額一般財源となります。なお、変更後の給与費明細書につきましては、46ページから49ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。次に、38ページ上段、2款1項9目企画費691万4000円の追加でございます。10節需用費165万円の追加です。これは振内と貫気別に設置しておりますIP-BOX、これは光回線通信の中継だとか交換機器を収納している設備でございますけれども、その中にありますヒーターが経年劣化のため故障し、機器の更新が必要になったことから、2箇所の新規経費として修繕料165万円を増額するものでございます。11節役務費526万4000円の追加です。これは光ケーブルを添架している北電柱やNTT柱の建て替えによる支障移転と設備の新增設の申請の増加などにより、予算に不足を生じることから、手数料として526万4000円を増額するものでございます。次に下段、2款1項10目水資源対策費78万9000円の減額です。これも人事院勧告に伴うアイヌ文化保全対策室の人件費の補正でございます。2節給料124万3000円の追加です。これは会計年度任用職員について、今年度の人事院勧告により、給与改定分を4月まで遡及して適用することとなったことによる増額でございます。3節職員手当34万7000円の追加です。これも人勧に伴い、期末手当0.05月分を増額するものでございます。4節共済費6万1000円の減額です。これは実績見込みにより減額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金231万8000円の減額。これは、37ページで説明したとおり、会計年度任用職員の退職手当組合負担金を当初予算で満度見込んでおりましたが、一般職同様、負担割合が2分の1となったことから、その差額分を減額するものでございます。次に、39ページ上段、2款2項2目賦課徴収費12節委託料155万1000円の追加です。これは、令和6年度から森林環境税を徴収することとなるため、それらに対応するシステム改修が必要なことから、委託料として155万1000円を増額するものでございます。次に下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費141万9000円の追加です。これは、行政のデジタル化の推進にあたり、行政機関の手続きにおいて個人を識別できるように、戸籍の記載事項に氏名のふりがなを追加するために必要なシステム改修を行うもので、一つは、戸籍情報の氏名にふりがなを追加する戸籍総合システム改修業務委託料として31万9000円。さらに、個人番号カードの氏名のふりがな表記に伴う住基システムと連携させる住民基本台帳ネットワークシステム改修業務委託として110万円、合わせて141万9000円を増加するものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金を充当いたします。次に40ページ、2款4項3目町議会議員選挙費617万1000円の減額でございます。これは、令和5年4月23日執行の

町議会議員選挙が無投票となったことから、期日前投票や投票日当日に係る経費などの不用額を減額するものです。1節報酬81万円、3節職員手当201万8000円、7節報償費12万9000円、8節旅費6万円、10節需用費47万4000円、11節役務費16万3000円、13節使用料及び賃借料5万3000円、18節負担金、補助及び交付金246万4000円、以上、合計で617万1000円を減額するもので、内訳につきましては、議案書に記載のとおりでございます。次に、41ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費4909万1000円の追加でございます。一つは、物価高に苦しむ低所得世帯に対し、既に1世帯3万円の給付金を支給しているところですが、国において新たに7万円の給付金を追加することとなったことから、その支給に係る経費の補正となります。もう一つは令和6年度、障害者福祉サービス等報酬の改定に伴い、障害者福祉システムの改修が必要なことから、その必要経費を補正するものでございます。10節需用費54万7000円の追加でございます。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務に係る消耗品費として、49万7000円、周知用チラシなどの印刷費として5万円を増額するものでございます。11節役務費19万6000円の追加です。これは給付金申請の案内や入金通知などの郵送料を増額するものでございます。12節委託料74万8000円の追加です。これは先ほど説明いたしました障害者福祉サービス等報酬改定に伴う、身体障害者電算システム改修委託料27万5000円と住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係るシステム改修委託料47万3000円を増額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金4760万円の追加です。これは6月定例会で補正し、1世帯3万円の給付金を支給しているところですが、国で新たに7万円を住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給することとなり、令和5年12月1日現在で住民基本台帳に登録されている世帯で令和5年度の新課税世帯680世帯、1世帯当たり7万円の4760万円を増額するものでございます。財源につきましては、障害者電算システム改修委託料は、国庫補助金と一般財源を2分の1ずつで見込み、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る経費は全額国庫補助金を充当いたします。次に下段、3款1項9目ふれあいセンター管理費10節需用費403万9000円の追加です。これは燃料単価や電気料の高騰により、ふれあいセンターの予算に不足を生じることから、燃料費として75万1000円、光熱水費として328万8000円を追加するものでございます。次に42ページ上段、4款1項5目墓地火葬場費10節需用費18万2000円の追加です。これも、燃料単価や電気料の高騰により、斎場の予算に不足を生じることから、燃料費として14万3000円、光熱水費として3万9000円を追加するものでございます。次に下段、6款2項1目観光振興費12節委託料151万2000円の追加でございます。これは幌尻山荘の水力発電施設の不具合のため、水力発電による電源確保が出来なくなったことから、

山荘の電源として7月から9月までの登山期間中、燃料発電機を常時稼働させる必要が生じ、そのための燃料運搬に係る委託料が不足したことから追加で補正するものでございます。積算の内訳は、1人工2万8000円の54回分で151万2000円となります。財源につきましては、幌尻山荘利用者負担金と一般財源を充当いたします。次に、43ページ上段、8款1項1目消防費18節負担金、補助及び交付金1369万8000円の減額です。これは、日高西部消防組合負担金について、令和4年度の不用額として1261万5000円と令和5年度の実績見込みで、職員の退職と新採用の入替えなどによる人件費の減と修繕料などの増額分との差額で108万3000円の減となり、合わせて1369万8000円の減額となっております。次に下段、9款2項1目学校管理費10節需用費450万7000円の追加です。これは電気料の高騰により、各小学校の予算に不足を生じることから、光熱水費として450万7000円を追加するものでございます。次に、44ページ上段、9款2項2目教育振興費17節備品購入費387万円の追加です。これは、令和6年度から使用する小学校用の教科書の採択に伴い、教師用の指導書及びデジタル教材を購入する必要がありますけれども、物価高騰による指導書単価の増額とデジタル教材のクラウド型への移行に伴い単価が大幅に上昇したため、当初予算が不足するため、増額補正するものでございます。財源につきましては、ふるさと応援基金を充当する予定でございます。次に下段、9款3項1目学校管理費10節需用費238万円の追加です。これは電気料の高騰により各中学校の予算に不足を生じることから、光熱水費として238万円を追加するものでございます。次に、45ページ上段、9款4項3目文化財保護費12節委託料99万7000円の追加です。これは、令和5年度の文化的景観保護推進事業において、これまでの調査資料を整理し、保存活用計画及び住民説明会等の資料作成業務を委託するものです。併せて令和6年度に予定しております、第4次選定申出に向けた資料整備業務を委託するもので、専門的な知見が必要なことから、今回委託料を補正するものでございます。次に下段、10款2項1目農業施設災害復旧費10節需用費400万円の追加でございます。これは、11月6日から7日にかけて、低気圧の影響による大雨により、貫気別地区の沢兼用の農業用排水路に土砂堆積の被害があったため、その災害復旧事業を行う必要が生じたことから、修繕料として400万円を追加するものでございます。財源につきましては、単独災害復旧事業債を充当いたします。歳出については以上でございます。次に歳入につきましてご説明いたしますので、33ページをお開きください。上段、10款1項1目地方交付税1節地方交付税766万6000円の追加です。今回の補正に必要な一般財源について普通交付税を充当するものです。次に下段、15款2項1目総務費国庫補助金5023万5000円の追加です。1節総務管理費補助金4881万6000円の追加です。これは、歳出41ページで説明いたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

に係る経費について、物価高騰対応重点支援地方創生交付金として全額交付されるものでございます。4節戸籍住民基本台帳費補助金141万9000円の追加です。これは、39ページで説明いたしました、戸籍総合システム改修業務と住民基本台帳ネットワークシステム改修業務に係る経費について、社会保障税番号制度システム整備費補助金として全額交付されるものでございます。次に34ページ上段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金13万7000円の追加です。これは41ページで説明いたしました、身体障害者電算システム改修に係る経費の2分の1について、障害者総合支援事業費補助金として交付されるものでございます。次に下段、19款2項3目平取町ふるさと応援基金繰入金1節平取町ふるさと応援基金繰入金387万円の追加です。これは44ページで説明いたしました、小学校教科書指導書購入費について、ふるさと応援基金を充当するものでございます。次に35ページ上段、20款1項1目繰越金1節繰越金15万5000円の増額です。今回の補正に必要な一般財源について、前年度繰越金を充当するものでございます。次に下段、21款4項1目雑入2節雑入113万1000円の増額です。これは42ページで説明いたしました、幌尻山荘管理委託料について、幌尻山荘利用者負担金を充当するものでございます。次に、36ページ上段、22款1項9目災害復旧債1節農林水産業施設災害復旧事業債400万円の追加です。これは、45ページで説明いたしました、災害復旧事業に係る費用について、単独災害復旧債を見込んだものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に、第2表、繰越明許費についてご説明いたしますので、30ページをお開き願います。2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム改修事業475万2000円と住民基本台帳システム改修事業110万円については、令和5年度末までに事業が完了する見込みがないことから、これを令和6年度に繰り越そうとするものでございます。次に31ページの第3表地方債補正をご覧ください。第3表地方債補正は起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明のとおり、本補正予算における起債の目的は災害復旧事業の1事業であり、補正前と補正後における限度額については、記載のとおりでありまして、その限度額総額を5億1960万円から5億2360万円に変更するものでございます。次に50ページをお開きください。地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前前年度の令和5年度末の現在高、前年度の令和4年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和5年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上、議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長 只今、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 電気代、灯油代、重油代の高騰でふれあいセンター費、墓地火葬場費、学校管理費、小学校、中学校それぞれが計上になっていると思います。一つひとつ聞いていくと時間がないので小学校費の学校管理費で質問させてもらいたいと思います。光熱水費450万7000円の補正なのですけれども、当初1185万7000円の予算だったと思います。これ、ほかのところでは燃料費というのは上がってきているのですけれども、燃料費の不足は単価アップではないのですか。小学校費、これ中学校費でも同じなののですけれども、ではないのかということと、その枠の中で、需用費の中でやるとしたら、決算資料を見ると、昨年この科目は不用額が320万円出ています。小学校費で出ていて、中学校費でも150万円の不用額を出している。予算の計上の仕方が甘かったというか、おかしかったのではないかという見方もするのですけれども、その辺について答弁をお願いします。

高山議長 生涯学習課長。

生涯学習
課長 まず、今年度の燃料費の部分なののですけれども、今年度は10月、11月が割と去年に比べて暖かかったというのもあるのですけれども、燃料費につきましてはまだこれから1月、2月の寒さによって、結構金額が変わってきてまいりますので、通常の例年ベースで計算させていただいたときに、今年度は何とか予算の中で収まるのではないかという試算をしているところです。昨年につきましては、不用額が出てしまったというところなののですけれども、ご指摘のとおり試算が甘かったというふうに言われれば、その通りなののですけれども、なかなか冬場の寒さですとか、どれぐらい燃料を使用するかというのがちょっと読めない部分がありまして、去年は少し不用額を出してしまったというような現状でございます。以上です。

高山議長 6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 毎年見ていると、一定程度方向性が分かるのではないかなと思うのですけれども、わかりました。3回ですので次、9款4項3目の文化財保護費の文化的景観保護推進事業保存活用計画策定業務委託料99万7000円。これ今回の補正なののですけれども、これは当初で組めなかったのですか。補正になるような案件だったのでしょうか。それと3か月間で完了するという見込みなののでしょうか。

高山議長 文化財課長。

文化財課長 先ほどの総務課長のご説明と一部被りますけれどもご容赦ください。令和5年度に文化的景観保存活用計画を策定する予定でしたけれども、専門的な知見が必要な状況となっているというのが一つございます。また、文化財課全体の業務過多により、文化的景観保護の業務に遅延が生じているということもございます。主な要因としましては、本日の道新朝刊にも掲載されました、イギリスのジャパンハウス派遣事業の共同の業務が当初の予想をはるかに超える業務量ということがございます。それと、全国文化的景観地区連絡協議会の事務局を令和5年から6年度の2か年担当することになったこと。人権資料・展示全国ネットワークの事務局を令和4年から5年度の2か年担当していることなどがございます。そうした中で、平取町としての文化的景観を滞りなく執行するための補助業務として、本委託料も補正させていただきたいと考えたところでございます。内容としましては、必要図面の作成ですとか、文化的景観の保存、管理計画書のほうと編集業務補助を通して、文化財課業務の一部をお願いする形を考えております。以上、よろしく申し上げます。

高山議長 6番崎廣議員。

6番崎廣議員 当初予算に計上しているわけではなく、追加で出ているということは、今の答弁でいくと、当初、職員でつくろうと思ったのが、事務量が増えたので委託事業に変わったということでしょうか。

文化財課長 おっしゃるとおりでございます。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑を終了いたします。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、令和5年度平取町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決いたしました。

続けて日程第7、報告第1号、委員会審査報告について、日程第8、報告第2号、委員会審査報告について、以上2件を一括して議題といたします。決算審査特別委員会委員長より、令和5年第7回定例会認定第1号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく第2号、令和4年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの委員会審査結果報告が提出されております。これから質疑を行います。質疑はありません

か。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、報告第1号、委員会審査報告については報告のとおり認定と決定いたしました。

続いて、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、報告第2号、委員会審査報告については報告のとおり決定といたします。それでは休憩いたします。

(休憩 13時56分)

(再開 13時58分)

それでは再開いたします。

お諮りします。承認第1号、閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長からそれぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中に継続調査を実施したい旨の申し出がありました。申し出書はお手元に配付したとおりでございます。お諮りします。各委員長から申し出のありました、閉会中に継続調査を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。選挙1件を執行いたしました。諮問1件で答申1件、議案3件で原案可決3件、報告2件で認定2件、承認1件で決定1件となりました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。これで令和5年第9回平取町議会定例会を閉会いたします。

(閉 会 午後 2 時 0 1 分)